**令和５年度**

**指定認知症対応型共同生活介護**

**指定介護予防認知症対応型共同生活介護**

**自　主　点　検　表**

（点検実施日　　　　　年　　　月　　　日）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
|  |
| 記入者職・氏名 |  |

　　　　　　　　　　　◇目　次◇

Ｐ　１～ 人員、設備及び運営の基準

Ｐ2２～　変更の届出等

Ｐ23～　人員基準チェックシート

Ｐ２７～　加算減算チェックシート

**新座市いきいき健康部介護保険課**

人員、設備及び運営の基準

|  |
| --- |
| **※　記入に当たっての留意事項**　　本調書は、「**指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第０３３１００４・老振発第033100４・老老発第033101７）**」も参照の上、回答するようお願いいたします。**※　評価の基準**　　評価は、「**○（実施している）、△（一部実施できていない）、×（実施できていない）、ー（該当しない）**」で、項（号）がある場合は項（号）ごとに記入してください。なお、運営指導にて評価根拠（具体的に実施していることを証する書類がある場合はその書類）を確認させていただく場合があります。**※**本調書は、「新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」のうち「第６章　認知症対応型共同生活介護」及び条例第129条による他の章からの準用規定（☆で明示、読替え後を掲載）並びに「新座市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」のうち「第２章　介護予防認知症対応型通所介護」を掲載しています。なお、内容に合わせて、記載が前後している箇所があります。**※**　地域密着型研修通知とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成２４年３月１６日老高発0316第２号・老振発0316第２号・老老発0316第６号）」を指します。※　令和３年４月１日改正事項については、又は下線で表記しています。 |

| 認知症対応型共同生活介護 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| --- | --- |
| **新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年新座市条例第４２号）** | 評価 | **新座市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２４年新座市条例第４3号）** | 評価 |
| 第１章　総則（趣旨）第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業者の指定等に関する基準を定め、法第７８条の２の２第１項各号の規定に基づき、共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め、並びに法第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 | ― | 第１章　総則（趣旨）第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の１２第２項第１号並びに第１１５条の１４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 | ― |
| （定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1)　地域密着型サービス事業者　法第８条第１４項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。(2)　指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス　それぞれ法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。(3)　利用料　法第４２条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。(4)　地域密着型介護サービス費用基準額　法第４２条の２第２項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額）をいう。(5)　法定代理受領サービス　法第４２条の２第６項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。(6)　共生型地域密着型サービス　法第７８条の２の２第１項の申請に係る法第４２条の２第１項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。(7)　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 | ― | （定義）第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1)　地域密着型介護予防サービス事業者　法第８条の２第１４項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。(2)　指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス　それぞれ法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。(3)　利用料　法第５４条の２第１項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。(4)　地域密着型介護予防サービス費用基準額　法第５４条の２第２項第１号又は第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額）をいう。(5)　法定代理受領サービス　法第５４条の２第６項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。(6)　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 | ― |
| （指定地域密着型サービスの事業の一般原則）第３条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 |  | （指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）第３条　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 |  | ２　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。 |  | ３　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。 |  |
| ４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 |  | ４　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 |  |
| （指定地域密着型サービス事業者の指定）第４条　法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定について、法第７８条の２第４項第１号に規定する市町村の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。）に限る。第１９１条において同じ。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。 |  | （指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）第４条　法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、法第１１５条の１２第２項第１号に規定する市町村の条例で定める者は、法人とする。 |  |
| 第6章　認知症対応型共同生活介護第1節　基本方針第110条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 |  | 第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護第１節　基本方針第７１条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 |  |
| 第2節　人員に関する基準(従業者の員数)第111条　指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第114条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。 |  | 第２節　人員に関する基準（従業者の員数）第７２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第１１１条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第１１０条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第７５条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。 |  |
| 2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 |  | ２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 |  |
| 3　第1項の介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。 |  | ３　第１項の介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。 |  |
| 4　指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第192条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 |  | ４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）が併設されている場合において、前３項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第８３条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 |  |
| 5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 |  | ５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第８９条第２号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 |  |
| 6　前項の計画作成担当者は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。【※この研修は、地域密着研修通知２の（１）の②「実践者研修」又は「基礎課程」を指すものである。】 |  | ６　前項の計画作成担当者は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。 |  |
| 7　第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。 |  | ７　第５項の計画作成担当者のうち１以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。 |  |
| 8　前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。 |  | ８　前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。 |  |
| ９　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。 |  | ９　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。 |  |
| 10　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。 |  | 10　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。 |  |
| 11　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第７２条第１項から第１０項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  | １１　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第１１１条第１項から第１０項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  |
| (管理者)第112条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 |  | （管理者）第７３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 |  |
| ２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 |  | ２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 |  |
| ３　共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。【※この研修は、地域密着研修通知１の（１）の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。】 |  | ３　共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。 |  |
| (指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)第113条　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。【※この研修は、地域密着研修通知３の（１）の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものである。】 |  | （指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）第７４条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。 |  |
| 第3節　設備に関する基準第１１４条　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１以上３以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１又は２）とする。 |  | 第３節　設備に関する基準第７５条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１以上３以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１又は２）とする。 |  |
| 2　共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第125条において同じ。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。 |  | ２　共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第８３条において同じ。）を５人以上９人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。 |  |
| 3　一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 |  | ３　一の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。 |  |
| 4　一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。 |  | ４　一の居室の床面積は、７．４３平方メートル以上としなければならない。 |  |
| 5　居間及び食堂は、同一の場所とすることができるものとする。 |  | ５　居間及び食堂は、同一の場所とすることができるものとする。 |  |
| 6　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 |  | ６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 |  |
| 7　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第75条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  | ７　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第１１４条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  |
| 第４節　運営に関する基準(内容及び手続の説明及び同意)☆第10条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第１２３条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 |  | 第４節　運営に関する基準（内容及び手続の説明及び同意）☆第１２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第８１条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による文書の交付に代えて、[第5項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって[次の各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうち[ア](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)又は[イ](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げるものア　指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ　指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)(2)　磁気ディスク、CD―ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）(2)　磁気ディスク、CD―ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |
| 3　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 |  | ３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 |  |
| 4　[第2項第1号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の「電子情報処理組織」とは、指定認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 | ― | ４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 | ― |
| 5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、[第2項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により[第1項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる[次の各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。(1)　[第2項各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する方法のうち指定認知症対応型共同生活介護事業者が使用するもの(2)　ファイルへの記録の方式 |  | ５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。(1)　第２項各号に規定する方法のうち指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が使用するもの(2)　ファイルへの記録の方式 |  |
| 6　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による承諾を得た指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、[第1項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  | ６　前項の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  |
| (提供拒否の禁止)☆第11条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

|  |
| --- |
| ※　正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することが困難な場合である。 |

 |  | （提供拒否の禁止）☆第１３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。 |  |
| (受給資格等の確認)☆第13条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 |  | （受給資格等の確認）☆第１５条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の被保険者証に、[法第78条の3第2項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第１１５条の１３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するように努めなければならない。 |  |
| (要介護認定の申請に係る援助)☆第14条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 |  | （要支援認定の申請に係る援助）☆第１６条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援([法第46条第1項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援（法第８条の２第１８項に規定する介護予防支援をいう。）（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の３０日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。 |  |
| (入退居)第115条　指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。 |  | （入退居）第７６条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、法第７条第４項に規定する要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。 |  |
| 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 |  |
| 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。 |  | ４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。 |  |
| 5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。 |  | ５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。 |  |
| 6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  | ６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| (サービスの提供の記録)第116条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 |  | （サービスの提供の記録）第７７条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 |  |
| (利用料等の受領)第117条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 |  | （利用料等の受領）第７８条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 |  |
| 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。(1)　食材料費(2)　理美容代(3)　おむつ代(4)　前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの【※「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成１２年３月３０日　老企第５４号）」を参照のこと。】 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。(1)　食材料費(2)　理美容代(3)　おむつ代(4)　前３号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの |  |
| 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。 |  | ４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。 |  |
| (保険給付の請求のための証明書の交付)☆第23条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 |  | （保険給付の請求のための証明書の交付）☆第２４条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 |  |
| (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)第118条　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 |  | 第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）第８８条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。⑴　外部の者による評価⑵　前条において準用する第４０条第１項に規定する運営推進会議における評価 |  |
| 3　指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 |  |
| ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 |  |
| 4　共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 |  |
| ４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。 |  |
| ５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。 |  |
| 5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 |  | （身体的拘束等の禁止）第７９条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 |  |
| 6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |  |
| 7　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 |  |
| (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

|  |
| --- |
| 身体拘束適正化検討委員会において以下の内容等を行っている。イ　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。ロ　介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。ハ　ロにより報告された事例を集計し、分析すること。ニ　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生の状況等を分析し、身体的拘束等の発生現員、結果等をとりまとめ、当該事例の適正化と適正化対策を検討すること。ホ　報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。ヘ　適正化策を講じたのちに、その効果について評価すること。 |

 |  | (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

|  |
| --- |
| 指針には以下の項目を盛り込むこととする。イ　事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方ロ　身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ハ　身体的拘束等の適正化のための職員研修にかんする基本方針ニ　事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本事項ホ　身体敵拘束等発生時の対応に関する基本方針ヘ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針ト　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |

 |  | (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 |  |
| (3)　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

|  |
| --- |
| １　身体的拘束等の適正化のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。２　研修の実施内容を記録すること。 |

 |  | (3)　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |  |
| ８　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。⑴　外部の者による評価⑵　第１２９条において準用する第６０条の１７第１項に規定する運営推進会議における評価【※「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第９７条第７項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成１８年１０月１７日　老計発第1017001号）」を参照のこと。】 |  |
| (認知症対応型共同生活介護計画の作成)第119条　共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(第111条第5項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 |  | （指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針）第８９条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第７１条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。 |  |
| 2　認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。　【※多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいう。】 |  | (1)　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 |  |
| 3　計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。 |  |
| (2)　計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成すること。 |  |
| 4　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 |  |
| (3)　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めること。 |  |
| 5　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 |  |
| (4)　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。 |  |
| 6　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。 |  |
| (5)　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付すること。 |  |
| 7　第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。 |  | (6)　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 |  |
| (7)　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。 |  |
| (8)　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 |  |
| (9)　計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うこと。 |  |
| (10)　計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うこと。 |  |
| (11)　第１号から第９号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用すること。 |  |
| (介護等)第120条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 |  | （介護等）第９０条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 |  |
| 3　利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 |  | ３　利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 |  |
| (社会生活上の便宜の提供等)第121条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。 |  | （社会生活上の便宜の提供等）第９１条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は好に応じた活動の支援に努めなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。【※指定認知症対応型共同生活介護事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならない。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。】 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。 |  |
| 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 |  |
| (利用者に関する市への通知)☆第29条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が[次の各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。(1)　正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。(2)　偽りその他不正な手段によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  | （利用者に関する市への通知）☆第２５条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。(1)　正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。(2)　偽りその他不正な手段によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |
| (緊急時等の対応)☆第100条　介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 |  | （緊急時等の対応）☆第５７条　介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| (管理者の責務)☆第60条の11　指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 |  | （管理者の責務）☆第２７条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に第6章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に第４章第４節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 |  |
| (管理者による管理)第122条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 |  | （管理者による管理）第８０条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 |  |
| (運営規程)第123条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容(3)　利用定員(4)　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額(5)　入居に当たっての留意事項(6)　非常災害対策(７)　虐待の防止のための措置に関する事項　(８)　その他運営に関する重要事項※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 |  | （運営規程）第８１条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容(3)　利用定員(4)　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額(5)　入居に当たっての留意事項(6)　非常災害対策(７)　虐待の防止のための措置に関する事項　(８)　その他運営に関する重要事項※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 |  |
| (勤務体制の確保等)第124条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

|  |
| --- |
| 以下の点に留意するものとする。①　共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。②　第１２４条第２項は、指定認知症対応型共同生活介護の利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮すること③　夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するとともに、夜間及び深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な従業者を確保すること。なお、常時従業者が１名以上確保されていることが必要である。 |

 |  | （勤務体制の確保等）第８２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |  |
| 2　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 |  | ２　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 |  |
| 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  |
| ４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  | ４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| （業務継続計画の策定等）第３３条の２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  | （業務継続計画の策定等）第２９条の２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  |
| ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。 |  |
| ３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 |  |
| (定員の遵守)第125条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |  | （定員の遵守）第８３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |  |
| (協力医療機関等)第126条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 |  | （協力医療機関等）第８４条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 |  |
| 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 |  |
| (非常災害対策)☆第103条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 |  | （非常災害対策）☆第６０条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 |  |
| (衛生管理等)☆第60条の16　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 |  | （衛生管理等）☆第３２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  |
| ⑴　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図ること。 |  | ⑴　当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| ⑵　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 |  | ⑵　当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 |  |
| ⑶　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 |  | ⑶　当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 |  |
| (掲示)☆第35条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 |  | （掲示）☆第３３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 |  |
| ２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 |  |
| (秘密保持等)☆第36条　指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 |  | （秘密保持等）☆第３４条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 |  |
| (広告)☆第37条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 |  | （広告）☆第３５条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 |  |
| (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)第127条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 |  | （介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止）第８５条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 |  |
| (苦情処理)☆第39条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 |  | （苦情処理）☆第３７条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 |  |
| 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、[法第23条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、市からの求めがあった場合には、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の改善の内容を市に報告しなければならない。 |  | ４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 |  |
| 5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会([国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う[法第176条第1項第3号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から[同号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  | ５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| 6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 |  | ６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 |  |
| (調査への協力等)☆第105条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  | （調査への協力等）☆第６２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| (地域との連携等)☆第60条の17　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する[法第115条の46第1項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね２月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 |  | （地域との連携等）☆第４０条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 |  |
| 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 |  |
| 4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 |  | ４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 |  |
| (事故発生時の対応)☆第41条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。　【※指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。】 |  | （事故発生時の対応）☆第３８条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。　 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 |  |
| 3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 |  | ３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 |  |
| （虐待の防止）☆第４１条の２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。 |  | （虐待の防止）第３８条の２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。 |  |
| ⑴　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図ること。 |  | ⑴　当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| ⑵　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 |  | ⑵　当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 |  |
| ⑶　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 |  | ⑶　当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 |  |
| ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  | ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  |
| (会計の区分)☆第42条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 |  | （会計の区分）☆第３９条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 |  |
| (記録の整備)第128条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 |  | （記録の整備）第８６条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 |  |
| 2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 |  | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 |  |
| (1)　認知症対応型共同生活介護計画 |  | (1)　第８９条第２号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画 |  |
| (2)　第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 |  | (2)　第７７条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 |  |
| (3)　第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  | (3)　第７９条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  |
| (4)　次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録 |  | (4)　次条において準用する第２５条に規定する市への通知に係る記録 |  |
| (5)　次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 |  | (5)　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録 |  |
| (6)　次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  | (6)　次条において準用する第３８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |
| (7)　次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 |  | (7)　次条において準用する第４０条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 |  |
| (準用)第１２９条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１６、第６０条の１７第１項から第４項まで、第１００条、第１０３条及び第１０５条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１２３条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１００条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第１０３条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 | ― | （準用）第８７条　第１２条、第１３条、第１５条、第１６条、第２４条、第２５条、第２７条、第２９条の２、第３２条から第３５条まで、第３７条から第４０条まで（第３８条第４条及び第４０条第５項を除く。）、第５７条、第６０条及び第６２条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第２８条に規定する運営規程」とあるのは「第８１条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第２９条の２第２項、第３２条第２項第１号及び第３号、第３３条第１項並びに第３８条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第２７条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第４０条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第５７条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 | ― |
| 第１０章　雑則（電磁的記録等）第２０４条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１３条第１項（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２２、第６０条の４０、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び前条において準用する場合を含む。）、第１１６条第１項、第１３７条第１項及び第１５６条第１項（第１９０条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 |  | 第５章　雑則（電磁的記録等）第９２条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１５条第１項（第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）及び第７７条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。２　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 |  |

**変更の届出等**

（介護保険法第78条の5、介護保険法施行規則第規則第131条の13及び第131条の25）

|  |  |
| --- | --- |
| １　変更届下記の事項に変更があったときは、１０日以内に、その旨を新座市長に届け出ている。１　　事業所の名称２　　事業所の所在地３　　申請者の名称４　　申請者の主たる事務所の所在地５　　代表者の氏名、生年月日、住所及び職名６　　申請者の登記事項証明書又は条例等７　　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所8　　事務所の管理者の経歴９　　介護支援専門員の氏名及びその登録番号１０　事業所の平面図　１１　設備の概要１２　運営規程１３　協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）14　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概　　　　要　 |  |
| ２　休止（廃止）届　　事業を廃止又は休止日の１月前までに、届け出ている。　　休止した事業を再開した場合、１０日以内に届け出ている。 |  |

**業務管理体制の届出等**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の届出下記の区分に応じ、適切に届け出ている。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①　指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| ②　指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 |
| ③　指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者 | 指定都市の長 |
| ④　指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者　※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事のまま） | 中核市の長 |
| ⑤　地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | 市町村長 |
| ⑥　①から⑤以外の事業者 | 都道府県知事 |

 |  |
| ２　変更の届出　　　下記の事項に変更があった場合、適切に届け出ている。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出事項 | 対象となる事業者 |
| 事業者の・名称又は氏名・主たる事務所の所在地・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 | 全ての事業者 |
| 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日 | 全ての事業者 |
| 「法令遵守規程」の概要 | 事業所等の数が20以上の事業者 |
| 「業務執行の状況の監査」の方法の概要 | 事業所等の数が100以上の事業者 |

 |  |

人員基準チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準及び確認（空欄には必要事項を記入し、基準確認後は□にレ点を入れること。） |
| 利用者数（前年度平均値） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 前年度の利用者延数 |  | 前年度の日数 |  | 利用者数(a) |
| 人 | ÷ | 日 | ＝ | 人 |
|  |  |  | 　（小数点第２位以下切上げ） |

 |
| 代表者（理事長、代表取締役又は地域密着型サービスの事業部門の責任者など） | □ 以下の経験を有する者か。□ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験□ 保健医療サービス又は福祉サービスの経営に携わった経験□ 認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者か。 |

※点検表実施月の状況を、ユニットごとに作成してください。

①ユニット名

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準及び確認（空欄には必要事項を記入し、基準確認後は□にレ点を入れること。） |
| 従業者 | 介護従業者 | ①　常勤の従業者が勤務すべき時間数：　　　時間（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）②　事業所が設定する夜間及び深夜の時間帯：　　　時から　　　時まで（　　　時間）③　夜間及び深夜の時間帯の時間帯：２４時間－②の時間（　　　時間）１　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯（上記の③の時間帯）□ 共同生活住居ごとに、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であるか。〈必要数計算式〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者数(a) |  |  |  | 必要数 |
| 人 | ÷ | ３人 | ＝ | 人 |
|  |  |  | （小数点以下切上げ） |

〈常勤換算式〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 従業者の日中の勤務延時間数 |  | 常勤従業者の勤務時間数 |  | 常勤換算人数 |
| 時間 | ÷ | 時間 | ＝ | 人 |
| 例（4週　計960ｈ） |  | （週40ｈ×4週＝160ｈ） | （小数点第2位以下切捨て） |

２　夜間及び深夜の時間帯（上記の②の時間帯）□ 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上を配置しているか。□ 前記の夜勤職員が、併設されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼務している場合は次の全ての要件を満たしているか。　□ 入居者の処遇に支障がないと認められる場合。　□ 当該事業所の定員と併設小規模多機能型居宅介護事業所の泊まりの定員の合計が９人以内である場合。　□ それぞれの事業所が同一階に隣接し、一体的な運用が可能な構造である場合。【その他】□ 共同生活住居ごとに、１以上の者は常勤か。・ 当該事業所に、小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、当該事業所及び併設事業所のそれぞれに人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護従業者は、併設事業所の職務に従事することができる。□ 介護従業者は、原則として認知症の介護等に対する知識、経験を有している者であるか。・ なお、上記以外の介護従業者にあっても研修の機会などを確保することなどにより質の向上を図るものとする。 |
| 計画作成担当者 | □ 事業所ごとに１人以上配置しているか。□ 保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者か。□ 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しない職員（専従）であるか。（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は下記について兼務が可能）□ 当該共同生活住居における他の職務に従事すること□ 認知症介護実践者研修又は痴呆介護実務者研修基礎課程を修了した者か。□ 計画作成担当者のうち１以上の者は介護支援専門員か。□ 上記の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の担当者の業務を監督しているか。 |
| 管理者 | □ 常勤か。□ 専従か。（以下の場合の兼務を除く）□ 兼務する場合は以下の場合か。□ 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。□ 併設する認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設又は介護療養型医療施設（診療所であるものに限る）の職務に従事する場合。・ 兼務する事業所について（名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（兼務する職務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。□ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者か。（【みなし】平成18年3月31日までに実践者研修又は基礎課程を修了した者であって、平成18年3月31日に現に管理者の職務に従事している者を含む） |

②ユニット名

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準及び確認（空欄には必要事項を記入し、基準確認後は□にレ点を入れること。） |
| 従業者 | 介護従業者 | ①　常勤の従業者が勤務すべき時間数：　　　時間（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）②　事業所が設定する夜間及び深夜の時間帯：　　　時から　　　時まで（　　　時間）③　夜間及び深夜の時間帯の時間帯：２４時間－②の時間（　　　時間）１　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯（上記の③の時間帯）□ 共同生活住居ごとに、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であるか。〈必要数計算式〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者数(a) |  |  |  | 必要数 |
| 人 | ÷ | ３人 | ＝ | 人 |
|  |  |  | （小数点以下切上げ） |

〈常勤換算式〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 従業者の日中の勤務延時間数 |  | 常勤従業者の勤務時間数 |  | 常勤換算人数 |
| 時間 | ÷ | 時間 | ＝ | 人 |
| 例（4週　計960ｈ） |  | （週40ｈ×4週＝160ｈ） | （小数点第2位以下切捨て） |

２　夜間及び深夜の時間帯（上記の②の時間帯）□ 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上を配置しているか。□ 前記の夜勤職員が、併設されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼務している場合は次の全ての要件を満たしているか。　□ 入居者の処遇に支障がないと認められる場合。　□ 当該事業所の定員と併設小規模多機能型居宅介護事業所の泊まりの定員の合計が９人以内である場合。　□ それぞれの事業所が同一階に隣接し、一体的な運用が可能な構造である場合。【その他】□ 共同生活住居ごとに、１以上の者は常勤か。・ 当該事業所に、小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、当該事業所及び併設事業所のそれぞれに人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護従業者は、併設事業所の職務に従事することができる。□ 介護従業者は、原則として認知症の介護等に対する知識、経験を有している者であるか。・ なお、上記以外の介護従業者にあっても研修の機会などを確保することなどにより質の向上を図るものとする。 |
| 計画作成担当者 | □ 事業所ごとに１人以上配置しているか。□ 保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者か。□ 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しない職員（専従）であるか。（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は下記について兼務が可能）□ 当該共同生活住居における他の職務に従事すること□ 認知症介護実践者研修又は痴呆介護実務者研修基礎課程を修了した者か。□ 計画作成担当者のうち１以上の者は介護支援専門員か。□ 上記の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の担当者の業務を監督しているか。 |
| 管理者 | □ 常勤か。□ 専従か。（以下の場合の兼務を除く）□ 兼務する場合は以下の場合か。□ 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。□ 併設する認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設又は介護療養型医療施設（診療所であるものに限る）の職務に従事する場合。・ 兼務する事業所について（名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（兼務する職務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。□ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者か。（【みなし】平成18年3月31日までに実践者研修又は基礎課程を修了した者であって、平成18年3月31日に現に管理者の職務に従事している者を含む） |

③ユニット名

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準及び確認（空欄には必要事項を記入し、基準確認後は□にレ点を入れること。） |
| 従業者 | 介護従業者 | ①　常勤の従業者が勤務すべき時間数：　　　時間（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）②　事業所が設定する夜間及び深夜の時間帯：　　　時から　　　時まで（　　　時間）③　夜間及び深夜の時間帯の時間帯：２４時間－②の時間（　　　時間）１　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯（上記の③の時間帯）□ 共同生活住居ごとに、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であるか。〈必要数計算式〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者数(a) |  |  |  | 必要数 |
| 人 | ÷ | ３人 | ＝ | 人 |
|  |  |  | （小数点以下切上げ） |

〈常勤換算式〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 従業者の日中の勤務延時間数 |  | 常勤従業者の勤務時間数 |  | 常勤換算人数 |
| 時間 | ÷ | 時間 | ＝ | 人 |
| 例（４週　計960ｈ） |  | （週40ｈ×4週＝160ｈ） | （小数点第2位以下切捨て） |

２　夜間及び深夜の時間帯（上記の②の時間帯）□ 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上を配置しているか。□ 前記の夜勤職員が、併設されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼務している場合は次の全ての要件を満たしているか。　□ 入居者の処遇に支障がないと認められる場合。　□ 当該事業所の定員と併設小規模多機能型居宅介護事業所の泊まりの定員の合計が９人以内である場合。　□ それぞれの事業所が同一階に隣接し、一体的な運用が可能な構造である場合。【その他】□ 共同生活住居ごとに、１以上の者は常勤か。・ 当該事業所に、小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、当該事業所及び併設事業所のそれぞれに人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護従業者は、併設事業所の職務に従事することができる。□ 介護従業者は、原則として認知症の介護等に対する知識、経験を有している者であるか。・ なお、上記以外の介護従業者にあっても研修の機会などを確保することなどにより質の向上を図るものとする。 |
| 計画作成担当者 | □ 事業所ごとに１人以上配置しているか。□ 保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者か。□ 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しない職員（専従）であるか。（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は下記について兼務が可能）□ 当該共同生活住居における他の職務に従事すること□ 認知症介護実践者研修又は痴呆介護実務者研修基礎課程を修了した者か。□ 計画作成担当者のうち１以上の者は介護支援専門員か。□ 上記の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の担当者の業務を監督しているか。 |
| 管理者 | □ 常勤か。□ 専従か。（以下の場合の兼務を除く）□ 兼務する場合は以下の場合か。□ 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。□ 併設する認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設又は介護療養型医療施設（診療所であるものに限る）の職務に従事する場合。・ 兼務する事業所について（名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（兼務する職務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。□ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者か。（【みなし】平成18年3月31日までに実践者研修又は基礎課程を修了した者であって、平成18年3月31日に現に管理者の職務に従事している者を含む） |

|  |
| --- |
| 加算・減算チェックシート（認知症対応型共同生活介護費）※直近２年以内の状況で、事業所として一度でも算定したことのある加算を記入してください。 |
| **加算・減算名** | **算定** | **該当する区分に○** | **備考欄** |
| 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 | □ |  |  |
| 身体拘束廃止未実施減算 | □ |  |  |
| ３ユニットで夜勤を行う職員の員数を２以上とする場合  | □ |  |  |
| 夜間支援体制加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | □ | 　 |  |
| 若年性認知症利用者受入加算 | □ | 　 |  |
| 入院時費用 | □ |  |  |
| 看取り介護加算 | □ | 　 |  |
| 初期加算 | □ | 　 |  |
| 医療連携体制加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 退居時相談援助加算 | □ | 　 |  |
| 認知症専門ケア加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 生活機能向上連携加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 栄養管理体制加算  | □ |  |  |
| 口腔衛生管理体制加算 | □ |  |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算  | □ |  |  |
| 科学的介護推進体制加算  | □ |  |  |
| サービス提供体制強化加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 介護職員処遇改善加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　 |  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | □ |  |  |

 自己点検シート

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）」及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成１８年３月３１日老計発第０３３１００５号・老振発第０３３１００５号・老老発第０３３１０１８号)」を参照の上、確認してください。

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 | 介護従業者の数が共同生活介護ごとに１以上を満たさない | □ | 該当 |  |
| 身体拘束廃止未実施減算 | 身体拘束等の記録を行ってない。 | □ | 該当 |  |
| 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催していない。 | □ | 該当 |  |
| 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。 | □ | 該当 |  |
| 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。 | □ | 該当 |  |
| ３ユニットで夜勤を行う職員の員数を２以上とする場合 | 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）及び短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）について、共同生活住居の数が３である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を２人以上としている。 | □ | 該当 |  |
| 夜間支援体制加算（Ⅰ） | 　定員超過利用又は人員基準欠如に該当していない。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)又は短期利用共同生活介護費(Ⅰ)を算定している。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が２以上である。 | □ | 該当 | 　 |
| 夜間支援体制加算（Ⅱ） | 　定員超過利用又は人員基準欠如に該当していない。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)又は短期利用共同生活介護費(Ⅱ)を算定している。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数に１を加えた数以上である。 | □ | 該当 | 　 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 　利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合に算定している。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定している。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 当該利用者は、病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者ではない。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録している。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録している。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　利用開始日から起算して７日を限度として算定している。 | □ | 該当 | 　 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている。 | □ | 該当 | 　 |
| 入院時費用 | 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している。 | □ | 該当 |  |
|  | １月に６日を限度として算定している。 | □ | 該当 |  |
|  | 入院の初日及び最終日は算定していない。 | □ | 該当 |  |
| 看取り介護加算 | 　看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 医師、看護職員（指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　看取りに関する職員研修を行っている。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）である。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）である。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　退去した日の翌日から死亡日の間は算定していない。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　医療連携体制加算を算定している。 | □ | 該当 | 　 |
| 初期加算 | 　入居した日から起算して３０日以内の期間について算定している。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　３０日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合は、再算定している。 | □ | 該当 | 　 |
| 医療連携体制加算(Ⅰ) | 　当該事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーション等との連携により、看護師を１名以上確保している。 | □ | 該当 | ※准看護師では認められない。 |
| 　 | 　看護師により24時間連絡できる体制を確保している。 | □ | 該当 | 　 |
| 医療連携体制加算(Ⅱ) | 　当該事業所の職員として看護職員を常勤換算で１名以上配置している。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　当該事業所の職員である看護職員又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、２４時間連絡できる体制を確保していること。ただし、当該事業所の看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師により、２４時間連絡できる体制を確保している。 | □ | 該当 | 　 |
| 医療連携体制加算(Ⅲ) | 　当該事業所の職員として看護職員を常勤換算で１名以上配置している。 | □ | 該当 | ※准看護師では認められない。 |
| 　 | 　看護師による24時間連絡できる体制を確保している。 | □ | 該当 | 　 |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）・(Ⅱ)・（Ⅲ）共通 | 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている。  | □ | 該当 | 　 |
| 医療連携体制加算(Ⅱ)・（Ⅲ）共通 | 　算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が１人以上である。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | （１）喀痰吸引を実施している状態 | □ | 該当 | ※いずれかに該当 |
| 　 | （２）呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 | □ | 該当 | ※いずれかに該当 |
|  | （３）中心静脈注射を実施している状態 | □ | 該当 | ※いずれかに該当 |
|  | （４）人工腎臓を実施している状態 | □ | 該当 | ※いずれかに該当 |
| （５）重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 | □ | 該当 | ※いずれかに該当 |
|  | （６）人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 | □ | 該当 | ※いずれかに該当 |
| （７）経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 | □ | 該当 | ※いずれかに該当 |
|  | （８）褥瘡に対する治療を実施している状態 | □ | 該当 | ※いずれかに該当 |
|  | （９）気管切開が行われている状態 | □ | 該当 | ※いずれかに該当 |
| 退居時相談援助加算 | 利用期間が１月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行っている。 | □ | 該当 | 　 |
|  | 当該利用者の同意を得て、退居の日から２週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。）及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供している。 | □ | 該当 |  |
| 　 | 　利用者１人につき1回が限度として算定している。 | □ | 該当 | 　 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上である。 | □ | 該当 | 　 |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が２０人未満である場合にあっては１以上、当該対象者の数が２０人以上である場合にあっては１に当該対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。 | □ | 該当 | 　 |
| 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。 | □ | 該当 | 　 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 　認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合している。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。 | □ | 該当 | 　 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅰ) | 計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行っている。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算している。 | □ | 該当 | 　 |
| 生活機能向上連携加算(Ⅱ) | 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行っている。 | □ | 該当 | 　 |
|  | 初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降３月の間、１月につき所定単位数を加算している。 | □ | 該当 |  |
| 栄養管理体制加算 | 管理栄養士（当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。）が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている。 | □ | 該当 |  |
|  | 定員超過利用、人員基準欠如に該当していない。 | □ | 該当 |  |
| 口腔衛生管理体制加算 | 　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている。 | □ | 該当 |  |
| 　 | 　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成している。 | □ | 該当 | ※個々の利用者の口腔ケア計画をいうものではない。 |
| 　 | 　定員超過利用、人員基準欠如に該当していない。 | □ | 該当 | 　 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している。 | □ | 該当 | 　 |
|  | 　当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては、算定していない。 | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 　定員超過利用、人員基準欠如に該当していない。 | □ | 該当 | 　 |
| 科学的介護推進体制加算 | 利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している。 | □ | 該当 |  |
|  | 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、上記に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。 | □ | 該当 |  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 次のいずれかに適合すること。（１）　指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の７０以上である。（２）　指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上である。 | □ | 該当 | 　 |
| 　定員超過利用、人員基準欠如に該当していない。 | □ | 該当 | 　 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 　指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上である。 | □ | 該当 | 　 |
| 　定員超過利用、人員基準欠如に該当していない。 | □ | 該当 | 　 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 　（１）　指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である。 （２）　指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が１００分の７５以上である。 （３）　指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００の３０以上である。 | □ | 該当 | 　 |
| 　定員超過利用、人員基準欠如に該当していない。 | □ | 該当 | 　 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | 該当しない |  |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |  |
| ７　次の(１)、(２)、(３)のいずれにも適合 | □ | 該当 |  |
| (１)　任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| (２)　資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| (３)　経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | 該当しない |  |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |  |
| ７ 次の(１)、(２)のいずれかに適合 | □ | 該当 |  |
| (１)　任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| (２)　資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | 該当しない |  |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |  |
| ７　次の(１)、(２)のいずれかに適合 | □ | 該当 |  |
| (１)　任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| (２)　資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出 | □ | 該当 |  |
| ６　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの算定 | □ | 該当 |  |
| ７　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表 | □ | 該当 |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの算定 | □ | 該当 |  |
| ６　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ７　処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表 | □ | 該当 |  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの算定 | □ | 該当 |  |
| ６　処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |